

消防法施行令別表第1 ※黄色く塗られた部分が公表制度対象となる。

項	別	防火対象物用途等
1項	イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場
	ロ	公会堂 集会場
2項	イ	クラブ バー サロン ホストクラブ キャバクラ
	ロ	遊技場（ボーリング・囲碁・将棋・パチンコ等） ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗
	ニ	カラオケボックス 漫画喫茶 複合カフェ
3項	イ	待合・料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
4項		百貨店 マーケット その他物品販売業を営む店舗・展示場
5項	イ	旅館 ホテル 宿泊所
	ロ	寄宿舎 下宿 共同住宅
6項	イ	病院 入所施設を有する診療所・助産所
	ロ	老人短期入所施設 救護施設 乳児院 障害児入所施設
	ハ	老人デイサービスセンター 更生施設 保育所 児童発達支援センター
	ニ	幼稚園 特別支援学校
7項		小学校 中学校 高等学校 大学 専修学校 各種学校等
8項		図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
10項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
11項		神社 寺院 教会 その他これらに類するもの
12項	イ	工場 作業場
	ロ	映画スタジオ テレビスタジオ
13項	イ	自動車車庫 駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
14項		倉庫
15項		前各項に該当しない事業場
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項～4項・5項イ・6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
16項の2		地下街
16項の3		準地下街